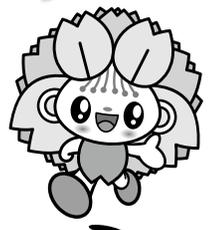


人事行政の運営などの状況を公表します

市職員の給与をはじめ、人事行政の運営などの概要についてお知らせします。



■人事課(内線271)

1 職員数の状況 (各年4月1日現在)

区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
	平成24年	平成23年		
一般行政	8	8	0	
議 会	150	150	0	
総 務	37	37	0	
税 務	86	86	0	
民 生	49	51	△2	清掃担当職員の退職不補充
衛 生	0	0	0	
労 働	36	35	1	農政担当職員の欠員補充
農林水産	15	15	0	
商 工	56	56	0	
土 木	437	438	△1	
小 計				
特別行政	65	65	0	
教 育	65	65	0	
小 計				
公営企業等 会計	2	2	0	
病 院	29	28	1	水道事業担当職員の増員
水 道	27	27	0	
下 水	71	69	2	競艇事業担当職員の増員
そ の 他	129	126	3	
小 計				
合 計	631	629	2	

※職員数は、一般職に属する職員数です。地方公務員の身分を有する退職者、派遣職員などを含み、臨時職員または非常勤職員は含みません。

2 人件費(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口	歳出額(A)	人件費(B)	人件費率(B/A)	前年度人件費率
平成23年度	92,537人	359億720万円	53億118万円	14.8%	13.5%

※人件費には、特別職の報酬や共済組合の事業主負担金なども含まれます。
※人口は、平成24年3月31日現在のものです。

3 職員給与費(普通会計決算)

区分	職員数 (A)	給 与 費				一人あたり 給与費(B/A)
		給 料	職員手当	期末勤勉手当	計(B)	
平成23年度	503人	21億3,361万円	3億4,512万円	7億7,361万円	32億5,234万円	647万円

※職員手当には、退職手当は含みません。職員数は、平成23年4月1日現在の人数です。

4 平均給料月額および平均年齢 5 初任給

一般行政職		一般行政職	
平均給料月額	平均年齢	初任給	採用2年後の給料額
341,900円	43歳11か月	172,200円	185,800円
		140,100円	149,800円

※一般行政職とは、一般事務職、建築や土木などの技術職などをいいます。

6 経験年数別・学歴別平均給料月額

区分		経験年数10年		経験年数15年		経験年数20年	
		平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	大学卒	263,460円	34歳8か月	336,120円	38歳6か月	382,450円	49歳1か月
	高校卒	—	—	271,500円	34歳1か月	344,350円	38歳6か月

7 一般行政職の級別職員数

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
標準的な職務内容	一般職員	一般職員	主査	係長・主査	課長	部長	—
職員数	53人	20人	29人	227人	52人	14人	395人
構成比	13.4%	5.1%	7.3%	57.5%	13.2%	3.5%	100%
1年前の構成比	10.9%	3.8%	8.1%	60.0%	13.2%	4.0%	100%

8 職員手当の状況

期末・勤勉手当			退職手当		
(平成23年度支給割合)			(平成24年度支給率)		
	期末手当	勤勉手当		自己都合による	勸奨・定年による
6月期	1.225月分	0.675月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
12月期	1.375月分	0.675月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
計	2.60月分	1.35月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
※職務上の段階、職務の級などによる 加算措置有(5%、10%または15%)			最高限度	59.28月分	59.28月分
			※役職に応じた調整額の加算有 月額16,700円～33,350円(4段階)の60月分		

※期末・勤勉手当は、一般にボーナスといわれているもので、給料(期末手当は給料に扶養手当を加えた額)に上表の支給割合を乗じた額が支給されます。

9 特別職の報酬などの状況(金額:平成24年4月1日現在)

区分	市長	副市長	議長	副議長	議員
給料または報酬	930,000円	753,000円	493,000円	419,000円	400,000円
期末手当	(平成23年度支給割合) 6月期…1.40月分 12月期…1.55月分 計 2.95月分				

10 職員の分限および懲戒処分の状況

区分	内 容	平成23年度の状況
分限	分限とは、勤務成績が良くない場合、心身の故障のため職務の遂行に支障がある場合、長期の休養を要する場合など、公務能率を維持するために問題が生じた際に、任命権者の権限で降任し、免職し、休職し、降給することができるものです。	休職 9件 いずれも心身の故障による
懲戒	懲戒とは、法律、条例もしくは規則に違反した場合、職務上の義務に違反し、もしくは職務を怠った場合または全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合に、免職、停職、減給または戒告の処分をすることができるものです。	減給 3件

11 職員の福祉の状況

区分	実施主体	内 容
共済制度	長崎県市町村職員共済組合	短期給付、長期給付等に関する事業を行っています。民間事業者に例えると、社会保険、厚生年金などに相当します。
	公立学校共済組合長崎県支部	
公務災害補償	地方公務員災害補償基金	公務員が公務上受けた労働災害を、公務災害といい、地方公務員災害補償法に基づく補償を受けます。

12 研修の状況

区分	目 的	研修名	受講者数
階層別研修	階層・年齢に応じた基本的役割の認識や職務遂行に必要な知識を習得します。	新規採用職員研修、中都市中堅職員研修など18講座	189人
専門研修	多様化する行政ニーズを的確に捉え、専門的な知識の習得や実践的な業務遂行能力を習得します。	法制執務研修、コンプライアンス研修など81講座	444人

13 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成23年度 該当なし

14 不利益処分に関する不服申立ての処理状況

平成23年度 該当なし